

## 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画(改定素案)に対するパブリックコメント実施結果

### 1. パブリックコメント実施概要

- (1) 意見募集期間 令和8年2月20日（金）から3月13日（金）まで
- (2) 周知方法 広報としま2月15日号、区ホームページ
- (3) 閲覧場所 防災危機管理課、保健予防課、行政情報コーナー、東西区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページ
- (4) 受付方法・件数 窓口持参 0件、郵送 0件、FAX 0件、Eメール 2件
- (5) 意見の件数 4件 ※同一人から複数のご意見をいただいたものがあるため、(4) 受付方法・件数とは一致しません。

### 2. ご意見の概要と区の考え方

| 番号 | ご意見の概要  | 区の考え方   |
|----|---|---|
| 1  | コロナ禍では、システムへの入力作業や証明書の発行等、事務手続き面にも医療従事者や保健所等の人的資本が割かれたという報道をみかけた。<br>DX化の取り組みに力を入れて事務を省力化し、人的資源をより本質的な感染者対応等の方面に注力できるようにしたり、対応が長期化した際の職員の心身の健康維持へと繋げて欲しい。 | 新型コロナ対応での経験を踏まえ、保健所や医療機関の負担軽減や国・都との連携の円滑化を図るため、デジタル技術の活用を進めてまいります。また、従事職員の心身の健康維持については、産業医や臨床心理士等との相談・面談によるメンタルヘルスケアや全庁的な応援体制による業務負担の軽減などを図ってまいります。   |
| 2  | 計画があっても負担が一部の部署に集中しがちであるため、バックアップの仕組みを考えていただきたい。  | 新型インフルエンザ等の発生時には、豊島区業務継続計画に基づき、優先順位をつけて必要な区の業務を継続します。優先される業務に従事する職員が不足する場合は、休止した業務に従事していた職員を再配置するなど、全庁的な応援体制を構築してまいります。   |
| 3  | 発生段階が3段階に分かれているが、どのように各段階の移行の判断や決定がされるのか。区境などで対応に差が生じることはあるのか。  | 発生前の段階を準備期とし、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間を初動期、基本的対処方針が実行されて以降を対応期としています。まん延防止や医療提供体制の確保等は、都が中心となって各区の協力体制のもと、広域的な視点で対応を行っていくため、区境などで対応に差が生じることはありません。予防接種や保健業務については、各区が地域の実情に応じて住民対応を行ってまいります。 |
| 4  | 注釈がついているのかわかりにくい箇所がある。  | 注釈のフォントサイズが大きくなっていました。通常の注釈表示になるよう修正いたしました。   |